

## お詫びと訂正

### 「事例でわかる 生前贈与の税務と法務」

本書に、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

#### ■53頁 上から6行目

(誤) なお、通常の債務控除と異なり、特別寄与料は…

↓

(正) また、特別寄与料は…

#### ■209頁 上から13行目、225頁 上から6行目

(誤) …適用でき、猶予対象となる非上場株式等の全株式につき100パーセントの評価減をして計算した相続税額と、通常の評価により計算した相続税額との差額について全額の納税猶予を受けることができる。

↓

(正) …適用でき、後継者が取得した財産が特例措置の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定した相続税の総額のうち、特例措置の適用を受ける非上場株式等に対応する後継者の相続税額について納税猶予を受けることができる。

#### ■227頁 図表62

削除

#### ■234頁 上から7行目、10行目

(誤) 阿波男

↓

(正) 芳夫

以上